

別紙

利用料金

(1) 利用料 (契約書第9条)

介護保険からのサービスを利用する場合は、自己負担額は原則として基本料金の1割～3割です。

但し、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。

基本料金表<要介護1～5> ()内の金額が1割自己負担額になります。(1回につきの料金)

所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	3,349円 (335円)	4,186円 (419円)	5,024円 (502円)
30分未満	5,029円 (503円)	6,286円 (629円)	7,544円 (754円)
30分以上60分未満	8,784円 (879円)	10,980円 (1,098円)	13,176円 (1,318円)
60分以上90分未満	12,037円 (1,204円)	15,046円 (1,505円)	18,056円 (1,806円)
訪問リハビリ20分	3,135円 (314円)	3,919 (392円)	4,703 (470円)

基本料金表<要支援1～2> ()内の金額が1割自己負担額になります。(1回につきの料金)

所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	3,231円 (324円)	早朝 (6時～8時) 夜間 (18時～22時) の時間帯で 基本料金の25%増	深夜 (22時～6時) の時間帯で 基本料金の50%増
30分未満	4,815円 (482円)		
30分以上60分未満	8,474円 (848円)		
60分以上90分未満	11,630円 (1,163円)		
訪問リハビリ20分	3,028円 (303円)		

その他のサービスの加算料金

加算名	単位	10割負担	1割負担
緊急時訪問看護加算	574単位/月	6,141円	615円
複数名訪問看護加算 (I)	(30分未満) 254単位/回	2,717円	272円
	(30分以上) 402単位/回	4,301円	431円
長時間訪問看護加算 (90分を超える場合)	300単位/回	3,210円	321円
特別管理加算 (I)	500単位/月	5,350円	535円
特別管理加算 (II)	250単位/月	2,675円	268円
初回加算	300単位/月	3,210円	321円
退院時共同指導加算	600単位/回	6,420円	642円
看護・介護職員連携強化加算	250単位/月	2,675円	268円
ターミナルケア加算	2000単位/1回限り	21,400円	2,140円

※緊急時訪問看護加算【ご契約者の同意を得て24時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対し1回/月算定】※長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません※特別管理加算【厚生労働大臣が定めるところの、特別な管理を要するご契約者に、計画的に管理を行うことに対し1回/月算定】※初回加算は、新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません※退院時共同指導加算は、入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導しその内容を文書により提供した後に場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。※看護・介護職員連携強化加算は、たん吸引等を行訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行う場合に加算します※ターミナルケア加算【在宅で死亡したご契約者に対し、死亡前24時間以内にターミナルケアを行ったときに、死亡月に1回算定する】

① 基本料金に対してサービス提供開始時間が、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯の時は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)帯は50%増しとなります。

② 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。

③ 堺市の地域単価は基本単価10円に対し訪問看護は10.7円です。

④ ご契約者に保険料などの滞納がある場合は、介護保険適用であっても一旦利用料は全額自己負担となります。当事業所はサービス提供証明書を発行いたします。